

と き：2005年10月14日
と ころ：K K R ホ テ ル 東 京

公務公共サービス労働組合協議会 第3回総会議案書

公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）

2005年度の取り組み経過と2006年度活動方針

一．第2回総会以降の取り組み経過と到達点

1．第2回総会と第3回代表者会議は、「問われているのは、“現状維持か市場原理万能主義的改革か” “官か民か” “規制緩和か政府介入か”ではない。この本質は、社会経済構造の変化に対応した新しい公共をいかにして再構築するのかにある。日本社会の進むべき道は『弱肉強食の市場原理万能主義的競争社会ではなく、労働を中心とした福祉型社会』である」との認識に立ち、小泉構造改革が新段階に突入したことを踏まえ、引き続き賃金闘争の再構築、公務員制度改革、年金・社会保障制度改革、組織建設などの重点課題に取り組み、それを基礎として対抗戦略キャンペーンを「準備・構想の段階から中央・地方で組織的・具体的に展開する段階」へ発展させることを基本的目標に設定した。

機関会議の開催、具体的取り組み経過は別紙の通り。

2．2004年11月24日、公務労協は日比谷野外音楽堂において、連合の後援を得て「国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービス確立を求めるキャンペーン開始宣言中央集会」を開催した。集会は「異議あり！公共サービスと国民生活を破壊する小泉構造改革」をメインスローガンとして、全国各地でキャンペーン行動に立ち上がることを呼びかけた。

12月21日、第10回運営委員会は「キャンペーン基本構想」を提起した。「基本構想」は、小泉市場主義改革によりもたらされている経済的社会的格差、深刻な社会的危機の実態をキャンペーンし警鐘を鳴らすこと、危機を一層深め加速する市場化テスト等の施策に対する取り組み、ナショナルミニマムとして保障されるべき公共サービスの量と質、その提供形態と方法、そこでの行政の役割等々を骨格とする「基本ビジョンと対案」をつくる取り組み、の3つを主要な柱としている。

公務労協は「基本構想」を全組織的合意として確認し、これを基本的方針として、「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」の設置、研究会成果を取りまとめた各種リーフ等の発行、ホームページの開設、地方連合会と連携した全国30余カ所でのシンポジウムや地方集会の開催、7月1日の東京でのシンポジウムの開催等々、中央・地方で各構成組織の統一的運動推進へ踏み出すことができた。

3．しかし、小泉内閣の強大な権力を背景とした体系的な改革のスピードに対し、取

り組みは、陣立てのスケール、運動の量・質において大きく立ち遅れていると言わざるを得ない。「労働を中心とした福祉型社会」実現のための「基本ビジョンと対案」・具体的政策の確立、社会的勢力の結集、政治的条件の形成等々、取り組みは緒に就いたに過ぎず、公務員産別として取り組むべき課題と連合として取り組むべき課題の整理、運動推進の組織的保障などを始め解決すべき課題が山積している。厳しさが増した政治的・社会的条件下で、活路を見失わず反転攻勢に向けた具体的で着実な取り組みを一つ一つ積み上げていく必要がある。

4．公務員賃金問題を政治の道具と位置づけて進められている公務員バッシング、官公労働組合への系統的で周到な組織破壊攻撃、労使関係の蹂躪などに対し、事態の深刻さ、社会的影響と広がり大きさに対する見通しの甘さが組織全体としての認識の共有化を大きく立ち遅れさせ、対応は後手後手にまわり今や官公労働組合＝反社会的団体発言にまで至っている。

これらの発言は、第1に、憲法が勤労者の基本的人権として保障している労働組合を否定するものであり、第2に、時の政権の政策への批判者に、権力を背景に圧力を掛けるといふ、思想・信条・言論の自由を否定するものである。第3に、公務員労働者に当然付与されるべき労働基本権を制約することに飽きたらず、議会と政治の権限を万能視し労使関係制度さえ否定するものである。これは官民を超えたすべての労働者の労働組合権の否定につながるものであり、民主主義の根本的権利を否定する暴言である。

公務労協と各構成組織は、国民感情を真摯に受け止めつつ、系統的な取り組みを強化しなければならない。取り組みの成否は官公労働組合への社会的信用と評価をきめることとなり、その進捗は重要な意味を持っている。

5．地域給与・給与構造見直しに対応した公務員賃金に対する社会的合意の再確立を目指した取り組みは、連合の格差縮小、底上げ運動と一体化させて進めた。この取り組みは、賃金水準の確保、相場形成、決定方式、給与制度改革など本格的な賃金闘争の再構築に向けた取り組みと位置づけ、民間の仲間との率直で真剣な議論が不可欠との認識に立ち、中央・地方での民間組合、地方連合会との意見交換などに積極的に取り組むこととし、公務労協議長を先頭に構成組織委員長・書記長らにより地方連合会への協力要請行動、連合副会長組織役員との意見交換等に取り組んだ。

地方議会決議や団体署名、個人署名を積み上げるなどの成果を上げたものの公務員給与に対する世論の批判には厳しいものがあり、取り組みは問題の所在、解決すべき課題、取り組みの基本的方向性については確立したが、実態は連合内での資料作成、民間構成組織との協議を開始したに止まり、目的実現には今後のより踏み込んだ継続した取り組みが必要である。

6. 上記を構成する主な課題への取り組みは以下の通りである。

(1) 郵政公社民営化に対する取り組み

小泉構造改革の本丸と位置づけられた郵政民営化は、「97橋本行革」時と大きく様相の変わっている状況下で、JPU・全郵政両組合による「労組政策協議会」を立ち上げた後、特定局長会との全面協力体制の確立、さらに有識者や学識者による「郵便局ファンの会」の設立により、国民全体の反対運動と位置づけられ、マスコミの注目を浴びるなどの効果をあげた。また、国会審議においても民主党の全面的反対体制を作り、自民党反対票との総数で、衆議院で僅差、参議院で否決したことは、反対運動が勝利したもので両組合の運動の成果であり団結を示すことになった。

しかし、その後の総選挙結果は周知のとおりで、特別国会での法案は成立する見込みである。郵政両組合は闘いに勝利しつつも勝負には負けた現実を認識し、政策の正しさと団結の強さを今後の雇用確保と労働条件の維持・改善の闘いに振り向けていくことを確認している。

(2) 賃金・労働条件維持・改善の取り組み

連合は、公務労協との協議を踏まえ「格差拡大と負担増の小泉構造改革にNO!」の全国的運動展開を提起し、定率減税の縮小・廃止反対 社会保障制度の抜本改革実現 パート労働者の均等待遇法制化を最重要課題に、雇用と地域活性化の予算編成、公務員の労働基本権・労使協議なき賃金決定反対、を重要課題に設定した。

公務労協と各構成組織は、連合の提起に応え連合・地方連合会に結集し、民主党などと連携した行動の展開によって国民的な世論喚起を図るべく、3月5日に中央・地方での全国総決起集会への結集、団体署名、地方議会決議などに全力で取り組んだ。連合の政策制度要求「格差拡大と負担増NO!」と一体化し地域給与見直し、公務・公共部門労働者の生活を維持・改善する取り組みを結合させて「10万団体署名」、決起集会、シンポジウムなどを展開した。また、退職手当見直しに対しては対策委員会を設置し、総務省交渉を通じて厳しい政治情勢下で慎重な対応を求めつつ見直し案への意見反映に努めた。見直し案はキャリア優遇など不満が残るが職務貢献額や勤務年数通算条件の改善などについては要求を反映させることができた。

(3) 労働基本権確立と公務員制度改革の取り組み

12月24日、政府は公務員制度改革法案の国会提出を断念し、新たな公務員制度改革の方針を含む「今後の行政改革の方針」を閣議決定した。公務労協は、これに先立ち12月13日、政府の事実上の断念表明に対する公務員制度改革対策本部長談話を発表するとともに、1月25日改めて対策本部会議を開催し、公務員制度の改悪阻止から抜本改革実現に向けた新たな取り組みは旧に倍する力が必要であることを確認し、公務員制度改革の断行を求める等の対策本部見解を表明した。

5月末、ILO総会とレイバーサミットを前に開催された小泉・笹森会談において、笹森

連合会長の改革推進の求めに対して、陪席した尾辻秀久厚生労働大臣は、政府として「引き続き公務員制度改革に取り組むために政労協議の枠組みを確保していく」との見解を表明した。しかし、この会談以降一回の政労協議も行われなればかりか、自民党幹事長は、国会での公務員関係労働組合の敵視、労使関係否定の発言に加えて、公務員労働者の政治活動の自由を制限・否定する法律改正をも主張し、その具体的準備を進めている。

連合・公務労協はILOに対し、日本案件について、体系的で全面的な勧告を含む報告をできるだけ早期に発出すること。その前提として、ILOが日本へ調査団を派遣し、政府、政党、経済界、マスコミ、学識者、労働組合からの意見聴取を含め実態調査を行うこと、などを要請した。

公務員制度改革の取り組みは、執拗な政治的公務員叩きが続き、人件費縮減が重要な国政の課題として浮上する情勢下で、抜本改革に向かう道筋をつけることができるのか否かの厳しい局面を迎えている。

(4) 年金制度改革を軸とした社会保障制度改革の取り組み

年金制度改革を巡る情勢と課題、論点整理などを進め当面する対応方針についての学習、意思統一を図るため、公務労協は3月16日に社会保障学習会を開催した。

学習会では宮武剛埼玉大学教授から「社会保障制度改革に係る課題と検討状況」と題する講演を受け、次いで小島茂連合生活福祉局長から「社会保障制度に関する連合の考え方と取り組みについて」の提起を受け、議論を深めた。

11月を目途に政党との意見交換会を計画したが、政府の年金法案を巡る動きへの対応から実施できなかった。

政府案が強行に可決される状況下で、改めて抜本改革が不可避であること、その際、共済グループとしての対応が求められること、方針取りまとめに当たっては幅広い課題について組合員の意識調査が必要であるとの確認に基づき、専門委員会での企画・検討を経て4月から5月にかけて社会保障制度に関する意識調査に取り組んだ。

その集約結果は「社会保障制度に関するアンケート調査」報告書の通りである。

(5) 政策・制度の活動スタイル確立等の取り組み

第2回総会方針に基づき、各構成組織の個別の取り組みから、公務労協としての政策・制度要求の取りまとめに向けた活動に着手し、連合の「2006～2007年度政策制度、要求と提言」への意見反映に努めた。

「公務労協の政策と提言その1」取りまとめに向け、政策・制度専門委員会として構成組織の政策要求のすりあわせを進め4月には合宿学習会を開催して集約した。これらの取り組みを踏まえ、6月2日、第2回政策・制度中央集会を開催した。集会では「NPOさわやか福祉財団」の堀田力理事長の基調講演を受け、その後「公務労協の政策と提言その1」の論議経過と趣旨を提起し議論を深め、次年度の総合的政策取りまとめに向けた第1段階とすることを確認した。

また、すべての施策の基盤として財政危機が横たわっており、「財政危機・累積債務」問題に対する基本的な考え方を取りまとめるべく連続して学習会を開催した。

学習会は1月から4月にかけて構成組織本部役員を対象として合計5回、専門家を講師に招いて開催し、講演録を組織内学習資料としてまとめたが、基本見解の確立には至っていない。

(6) 組織建設の取り組み

組織の建設と強化については「国公ユニオン」の定期的な情宣活動を軸に取り組みを進めてきたが、中央段階で新たに省庁に公務労協の旗を立ち上げるまでには至っていない。

他方、地方組織の建設問題については、この間の地域での取り組み、連合地協結成方針などを踏まえ、公務労協の地域組織のあり方について今後の方向性に関して課題と論点整理が進み、成案に向け議論が収斂しつつある。

二．情勢の特徴と取り組みの基本的考え方

1．総選挙の結果について

(1) 15年ぶりに65%を超え67.24%という高い投票率を記録した総選挙において、自民党は単独安定過半数を大きく上回る296議席、公明党は公示前勢力を3議席減らし31議席となり、与党が3分の2(320)を超える327議席を獲得した。

総選挙結果は、向こう4年間政府・与党が、参議院で法案が否決されても衆議院で再可決することができる自公一元支配体制を確立したことを意味する。

しかし、得票数比57:43で議席数比81:19という結果をもたらした現行の選挙制度は、数パーセントの票の移動によって全く逆の議席数となることを示しており、与野党逆転、政権交代への潜在的可能性は厳然として存在している。

(2) 「改革を止めるなVS日本をあきらめない」というかみ合わない主張の対立図式は「誰のための、何のための改革か」、「改革されべき課題は何か」を曖昧にし、改革の中身を競う選挙戦とはならなかった。

武部自民党幹事長は、「官公労働組合は癌」と発言(9/5甲府市での街頭演説)、「なぜ民主党は郵政民営化法案に反対したのか、後ろに郵政公社の労働組合がついているからだ」と喧伝し、改革のためには敢えて自らの有力な支持勢力であった特定郵便局長会と厳しく対決し「既得権益」にメスを入れる小泉自民党VS連合・官公労に縛られる民主党という図式を作り上げ、民主党はその枠内に追い込まれた。

マスコミを最大限に動員した自民党の選挙戦術は奏功し、「経済的社会的危機の原因が市場原理主義的構造改革にあること」は明らかにされず、不安定雇用層、ニートやフリーターの存在、社会保障制度の持続可能性、社会的・経済的格差を容認するの可否かなど、小泉政権4年間の「実績」は不問に付された。

公務労協は民主党のマニフェスト作成に関わって「人件費20%削減」問題を中心に意見交換を行ったが合意に至らなかった。しかし、公務労協は今次選挙戦の重要性を踏まえ、構成組織委員長連名による「組合員と家族の皆さんへ」のメッセージを発し、構成組織の共同推薦候補者名簿を共有し取り組みを進めた。

しかし、結果として「新自由主義、市場主義」路線の土俵の中で「小さな政府・歳出削減」を競い合うものとなり、「労働を中心とした福祉社会」の実現をめざす政策・政党選択を問う選挙とはなり得なかった。人口の8割を超える5,300万人の雇用労働者とその家族は、供給者サイドからの政策しか選択肢として提示されず、一般的な政権交代の主張は、組合員にとって説得力を持たなかった。

(3) 連合は「政権交代を実現し、小泉市場万能主義政策に終止符を打つ」ことをめざし、笹森会長と岡田代表は、サラリーマン増税の阻止・不公平税制の是正 安心・安全・安定の暮らしを支える社会保障制度の抜本改革 小泉構造改革路線を転換

し、弱者切り捨ての二極化・格差社会の解消、を柱とする政策協定を取り結んだ。しかし、選挙戦ではこうした主張は後掲に退けられ争点とはならなかった。

選挙結果を受けて連合は、事務局長談話で「引き続き民主党を支援し、次期総選挙で勤労者を基盤とする政権の樹立をめざす」としている。民主党・前原新代表の「脱労組」発言を踏まえ、問題はそれを実現するために政党と労働組合の関係をどう確立し、いかに対応していくのかが問われている。

(4) 労働組合が反社会的団体であるかの如き主張や、労働者の基本的権利である労働組合を結成する自由など、民主主義の根幹に関わる基本的人権を否定ないし蹂躪する発言の影響は極めて大きい。労働組合敵視政策は、民主主義社会の安定性を確保する骨格である「政労使」三者構成・パートナーシップの考え方と真っ向から対立するものであり、民主主義を窒息させることとなる。「政・労・使のパートナーシップ」の確立こそ民主主義社会の進むべき道であり、労働組合はその社会的役割を果たさねばならない。

総選挙で公務員人件費縮減問題が主要な政策テーマに高められ、「小さな政府政策の推進、公務員人件費を縮減せよ」が政治的に国民の意志として示された、と主張されており、このことの意味は極めて重く深刻である。

2. 公務員労働者を取り巻く情勢、「政府規模の大胆な縮減」具体化について

(1) 9月26日、小泉総理は特別国会での所信表明演説で「小さくて効率的な政府」への突破口としての郵政民営化と構造改革の加速化に国民の圧倒的な支持を得たと述べ、「国家公務員の給与に関し、都会と地方それぞれで民間の給与実態に合わせるなど給与体系を見直すとともに、国家公務員の定員の純減目標を設定し、総人件費の削減を実行します。私は、このような構造改革を断行し、政府の規模を大胆に縮減してまいります」と宣言した。「政府の規模の大胆な縮減」は郵政民営化後の小泉改革の最重要課題と位置づけられた。

民主党の前原新代表は、総選挙敗北の主要な原因を郵政民営化法案に対案を出せなかったことに求め、労働組合との関係を見直し「脱労組」と述べたと報道されている。代表自らが本会議での代表質問や予算委員会での質問に立ち、「公務員給与は高すぎる、現在の官民較差比較方式を零細企業などを含んだ方法に見直す」ことを、政府に求めた。さらに、当面する最重要政策課題は「歳出削減にあり、そのためには公務員制度改革を断行し、民間と同じ労使関係にし身分保障も見直すべき」との認識に立ち、民主党として公務員制度改革法案を来年通常国会に提出する方針を表明した。

小泉首相は、これに対し多くの点で共通認識を持てると答弁した。政府はすでに9月28日、人事院勧告の取扱いに関する閣議決定の中で「人事院に対し、官民給与比較の方法について民間賃金をよりの確・精緻に反映させる方策の検討」や「地方公務員

給与水準、国公地公の定員削減等」について求めている。いまや公務員人件費削減問題は、3分の2与党体制に加え与野党超党派で一致して人件費削減を進めるという全く新しい政治的枠組みの下におかれることとなった。

(2) 政府の取り組みは急ピッチで進められており、その全体像は「2005年経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に示されている。そこでは、2006年、2007年の2年間を“この国の分かれ道”となる重点強化期間と位置づけ、改革の総まとめとして、
小さくて効率的な政府をつくる グローバル化と少子高齢化に対応し経済の身の丈にあわせて社会保障給付費を抑制する 民需主導の経済成長をはかる、の3つを内閣の最重要政策課題としている。

9月27日の経済財政諮問会議は、総理の所信表明演説を受けて「政府規模の大胆な縮減に向け具体的且つ大胆な目標、実現のための工程、選択肢を示し小さな政府を実現する」ことで大筋合意し、以下のことが必要であるとの意見が強く主張された。

「人件費改革の基本指針」を秋までに諮問会議で取りまとめ、それに基づく具体化方策については行革事務局が担当し来年度予算から反映させる。

規制改革・民間解放推進会議の提言を踏まえ、A)市場化テストを小さくて効率的な政府をつくるための最重要政策の一つであると位置づけ、公共サービスの担い手を省庁と民間が競争入札できめるための市場化テスト法案「公共サービス効率化法」(仮称)の策定と次期通常国会提出、B)官業の民間解放、C)行政手続き改革、の3項目を推進する。

総人件費(=人件費×単価)削減にあたっては、国公・地公定員の純減目標の設定、その対象範囲は国家公務員に限らず非特定独立行政法人、国立大学法人等も含める。

人件費単価については、官民比較方法見直し(企業規模、業務内容に対応した新たな職務分類の設定など)による現行制度の枠内での引下げを求めるに止まらず、財政事情とのリンクが必要であり、地方公務員給与の増額改定の場合には財政事情を考慮し、抑制措置を講ずることも含め適切に対応する。

これを受けて竹中大臣は「今後の大きな課題としては、財政事情を給与に反映させるかどうかを検討する」としている。

この「公務員給与は財政事情にリンクすべし」という暴論は「公務員賃金とは何か」を根本から問い直す提起であり、正面から腰を据えて受けて立たねばならない。

「改革」はスピードを上げ、より踏み込んで進められるものと想定され、公務員労働者の雇用と生活、権利は重大な脅威にさらされている。

定員・単価の削減は現行制度内では容易ではなく、小泉首相の政治決断を演出し乱暴な賃金カットが強行される危険性も決して小さくない。

(3) 公務員賃金削減方針には、2006、2007年度定率減税廃止、増税できる政治的社会的条件をつくり本格的な増税政策発動との政治日程が前提されている。

「財政健全化には公務員人件費削減が不可避」という主張は「政治的呪文」である。

この主張は、道路特定財源や公共事業など税の使い方、官僚の天下りなどの特権、創設時の必要性が薄れた特殊勤務手当、「雇用の安定」など公務員に対する国民感情を扇情し、格差の拡大と社会不安の増大を背景として高まる国民の不満の捌け口として「公務員」を利用するものであり、今や「社会現象」化しその危険性さえ指摘されている。

公務労協は、批判は批判として真摯に受け止め、「政官財の利権構造にメスを入れる抜本的な行政改革、公務員制度改革」を抜きにした削減の自己目的化は国民の利益を根本的に裏切るものであることを、冷静な議論を通じて説得的に粘り強く提示する必要がある。

(4) 小泉首相は細田官房長官に対し、厚生年金と共済年金の一元化方針取りまとめを指示した。これを受けて尾辻厚生労働大臣は、30日の閣僚懇談会で具体案策定作業のために「一元化に関する関係省庁連絡会議」の設置を提案し了承された。

同関係省庁連絡会議は、財務省・総務省・文科省・厚労省に内閣官房を加えた局長級の担当者からなり、厚生年金と共済年金の両制度間の給付と負担の水準を埋めるための課題を検討し、年内中に論点整理をめざすとしている。

一方、自民・公明の与党年金制度改革協議会も10月5日から検討を進めることを確認し、前記会議と併行して政府与党案を取りまとめることとしている。

局面は、一元化が政治公約となっている状況下で、政治主導で進められることが想定され、直接の利害関係者として、発言の場を確保し積極的な意見反映に努める必要がある。そのために、情勢に機敏に対応し具体的対案を提示できるよう取り組むことが求められている。

3. 取り組みの基本的な考え方について

(1) 次期2007年参議院選挙・統一自治体選挙は、中期にわたる日本社会のあり方が「確定」されかねない大きな政治的・社会的節目となる。公務労協は、求められている改革は「小さな政府」ではなく「労働を中心とした福祉型社会」を実現することであると立場を改めて明確に表明する。

公務労協は、新しい政治的条件下で連合との連携を一層強め、取り組みの立ち遅れを克服し「基本構想の三つの柱」を具体化し、「対案」(理論的、政策的、組織的武器)の確立を急ぐこととする。

良い社会をつくる公共サービスを考える研究会の協力を得て「政労使パートナーシップに基づく民主的な協力社会のために！～小さな政府の問題点と労働運動の役割、当面の緊急政策課題～」(仮称)「中間報告」を早急に取りまとめ、1月の代表者会議でこれを確定する。

「基本ビジョン」については3月末までに成案を得て4月に公表することとする。

「中間報告」「基本ビジョン」の実現をめざし、地域社会での生活者としての視点、NPO、NGO市民運動などとの連携を視野に収め、改革の必要性和それへの支持を結集し社会的・政治的影響力を強め、中央・地方で確実に陣地を形成し組織的団結を強化することとする。

運動の前進のためには官公労働組合・公務員に対する激しいネガティブキャンペーンを跳ね返し、自己変革を伴う労働組合のイメージ向上の取り組みが不可欠である。(2) 与党3分の2超体制下では、総人件費改革の基本指針とその具体化は労使関係制度を超えて強行されることを警戒しなければならない。公務労協は、人件費改革の基本指針取りまとめ、定員純減、事務・事業の廃止、市場化テスト法の制定、三位一体改革、予算編成に対し、現下の政治的条件を踏まえ、公共サービスの確保、雇用と生活、権利を守るため「緊急対政府要求」を提示し、政治対策に止まらず必要なキャンペーン等大衆行動を組織する。この闘いは自らの生活を守る闘いであると同時に小さな政府作りによる国民生活の破壊、公共サービスの解体を許さない闘いであり、後者の基盤で統一された取り組みとして展開される時にこそ、勝利の展望が開かれるものである。

そのため11月22日、日比谷野外音楽堂を会場として、5,000人規模の中央集会を開催する。集会では、次の点で意思統一をはかる。

政府の人件費改革の基本指針取りまとめ、市場化テスト法案、官公労働組合＝反社会団体キャンペーン等に対し、公務公共サービス労働者としての基本的な考え方を打ち出し、「緊急対政府要求」を採択し、その実現のための運動を進めることを宣言する。

1月の代表者会議で「中間報告・緊急政策」を取りまとめ、これに併せ2月7日第2次中央行動の配置・通常国会法案審議への取り組みなど今後の方針を提起する。(3) 時期とタイミングには不確定要素があるが、「人事院勧告制度」を維持した上で、つまり労働基本権を返さないで一方的・政治的に公務員賃金の大幅カットが強行される事態が惹起する可能性が高い。これに対し、労使関係制度の否定を許さず、労働基本権の確立と交渉による問題解決、抜本的な公務員制度改革の断行を求め総力を挙げた取り組み体制を確立し、中央・地方の運動を基礎に政治的対策を進める。

この闘いは労働組合存立の原点を問うものであり、民主主義の基本を問い、労働者の基本的人権を守り確立する闘いと位置づける。

4．運動の組み立てと主な課題について

(1) 運動の組み立て

2007年に照準を合わせ、本年11月の中央集会で当面の「緊急対政府要求」を取りまとめ、来年1月の代表者会議で研究会の提言に基づき「政労使パートナーシップに基

づく民主的協力社会のために！～小さな政府の問題点と労働運動の役割、当面の緊急政策課題～」（仮称）を確定する。それに基づき2月7日に中央集会を開くこととする。そして、4月には対抗戦略の基本ビジョン発表とフォーラム準備会結成を呼びかける中央集会を開催し、全国統一行動週間を設定する。以上の取り組みを踏まえ、2007年10月にフォーラムを結成することを目指し、運動を組み立てることとする。

1) 11.22中央行動(5,000人規模)について

政府の人件費改革の基本指針取りまとめ、市場化テスト法案、官公労働組合＝反社会団体キャンペーン等に対し、公務公共サービス労働者として基本的な考え方を打ち出し、「緊急対政府要求」の採択とその実現のための運動を進めることを宣言する集会とする。「緊急対政府要求」骨子案、決議等は以下の通りとする。

定員・人件費削減の自己目的化に反対し、国民生活確保の観点から事務事業の見直しを求め、市場化テスト法案が具備すべき条件を提示する。

特権的キャリア制度を許さず、労使関係制度の確立・民主的公務員制度改革を断行する。

公務員賃金問題については当該関係者の意見表明の機会を保障し、公務員賃金のあり方、決定制度など基本的方向を確定するための「政労協議の場」の設置。

税財源の移譲を伴う地方分権の徹底。

マクロ経済指標等による社会保障給付費の削減反対。

労働組合権の否定に抗議し、「政労使のパートナーシップ」確立による協力社会の実現を求める決議の採択。

2) 2月段階の中央行動について

1月の代表者会議で「政労使パートナーシップに基づく民主的な協力社会のために！～小さな政府の問題点と労働運動の役割、当面の緊急政策課題～」（仮称）を取りまとめ、それを基礎として2月7日中央行動等の方針を提起する。

なお、この提言の名称については「政労使パートナーシップに基づく民主的な協力社会のために！」とし、内容については、小さな政府の問題点の整理と批判、労働運動の役割、当面の緊急政策課題を柱として、企画調整会議を中心として確定することとする。それを踏まえ2月上旬に第2次中央集会を開催する。この場で「緊急政策提言」を発表し、春季生活闘争の取り組みと結合させた方針を提起する。

併せて、開会中の通常国会での市場化テスト法案審議に対する見解を表明し、各政党・議員要請行動に取り組む。

「提言」を活用し「政・労・使のパートナーシップ」の確立こそ民主主義社会の進むべき道であることをキャンペーンし、そのために労働組合が果たすべき社会的役割を確認し、取り組みの前進を図る。

3) 「基本的ビジョンと対案」のとりまとめと実現に向けた取り組み

「基本的ビジョンと対案」作成に向けた研究会提言を3月末を目途に成案を得るために積極的に取り組む。

この研究会提言を基礎として「報告・基本ビジョン」を確立し、その公表と組織的共有化を目的としたシンポジウムあるいは学習決起集会を4月中下旬に開催する。

この集会では「基本ビジョン」の実現を結集軸とした「キャンペーン推進・フォーラム結成準備会」を中央・地方で結成することを呼びかけ、10月末までを目途に全国で組織化することをめざす。そのため、全国統一行動週間を設定し、取り組みを進める。

取り組みの推進には方針に対する確信と組合員全体の団結が不可欠であり、そのために既発行資料や「報告・基本ビジョン」を活用した学習・教宣活動を継続的組織的に推進する。

4) 取り組み体制の強化

中央段階での推進体制、研究会活動の事務局体制等について検討し、各構成組織の協力を得て取り組み体制を整備・強化する。

(2) 賃金労働条件維持・改善の取り組み

賃金・労働条件維持・改善の取り組みは、以下を踏まえて取り組むこととする。

公務員給与問題が政治的課題と位置づけられ総人件費削減と増税に向けた政治過程に位置づけられていること。

人件費改革の基本方針取りまとめに当たっては、公務の労使関係が乱暴に蹂躪ないし否定されかねない事態にあること。

日本全体の労働分配率の転換の中に公務員賃金が位置づけられ、社会的相場形成に占める公務員給与の位置と役割が問い直されていること。

雇用労働者の3分の1を占める非正規雇用形態労働者の割合が増加し、雇用構造の深刻な変化、雇用形態と就労形態、企業規模間、地域間の賃金格差が拡大し、膨大な低賃金層が産み出され社会の二極化が固定化しつつあること。

公務労協は、上記状況を踏まえ公務員賃金闘争の再構築のために、以下の諸課題を柱とし取り組みを推進することとする。

公務員賃金水準の根拠をどこに求めるのか、その根拠をいかに提起するか。

いかなる公務員賃金制度を求め、いかに制度設計するか。

労使交渉を基本とした公務員賃金の決定制度をどう実現するか。

最低賃金制度の強化・拡充のための具体的取り組みをどう進めるか。

公務員賃金への社会的合意を再構築するためには、連合、民間構成組織との積極的な意見交換、協同した取り組み合意形成が決定的に重要である。こうした認識に立ち公務労協としては連合「2006春季生活闘争の進め方」の議論に積極的に関わり、連合と連携した賃金闘争を進めることとする。

また、連合官公部門として2001年秋にまとめた「公務におけるワークシェアリングに対する考え方」と取り組みの成果を踏まえ、引き続きその実現に向けて取り組みを進める。

(3) 労働基本権の確立と公務員制度改革実現の取り組み

日本経済同友会の、「労働基本権を付与した公務員制度改革を推進すべき」との公式見解や毎日・東京新聞等の社説「政府は、現行の一方的労使関係制度を改革し、労使協議の必要性和労働協約締結権の付与について肯定的に検討すべき」など世論の変化を踏まえ、人件費改革の基本指針、給与構造見直しなどに対応しつつ、連合「公務員制度改革に関する研究会」で示された改革方針の実現を目指す。

民主党が通常国会への改革法案提出を表明していることを重視し、以下の取り組みを進める。

11月中央集会決議に基づき改めて対政府要求を提出し、三大臣との協議の場の再開を求める。

民主党案作成には積極的な協議を求め、連合の研究会案の反映をめざす。併せて十分連携した国会対応を進める。

連合と連携し引き続きILO対策を進める。

公務員の政治活動を制限し刑事罰適用をめざした地方公務員法の改悪は労働組合権を否定するものであり、これに反対し政治対策を進める。

その他の取り組みを含めた今後の具体的取り組みについては、別途対策本部会議で方針を確定する。

(4) 年金・社会保障制度改革

被用者年金の一元化が衆議院選挙を経て政治公約となり、政治主導のもと急ピッチで進められることが想定される。一元化に対する考え方を再確立し、直接の利害関係者として、発言の場を確保し積極的な意見反映に努める必要がある。

政策・制度専門委員会で課題と対応方針を整理し、政党、政府、関係省との協議を進め、情勢に機敏に対応し、具体的対案を提示できるよう取り組むこととする。

取り組みにあたっては連合との連携を強化する。

次期通常国会に提出が予定されている医療保険制度の見直し法案に対しては連合に結集し取り組みを進める。共済短期に関わる課題については専門委員会で課題を整理し、運営委員会で必要な対策方針を確定し対応を進める。

(5) 政策・制度活動スタイル確立の取り組み

これまでの各構成組織独自の取り組みから、その主要な課題を公務労協全体として共有化することをめざした取り組みの成果を踏まえ、「政策提言その2」の取りまとめを軸として、連合の制度・政策要求に反映し、その実現を目指した取り組みを推進することとする。

当面以下の2点を軸に専門委員会を中心として年間活動のスタイルを確立する。

連合による政府への政策・制度実現の申入れ行動（概算要求期、予算編成期）に

照準を合わせ、公務労協として連合に意見反映すべき課題の絞り込みを行う。その要求を軸とした政策・制度交流集会を開催する。

構成組織として要求実現のために行う政府申入れ等に当たっては、可能な限り公務労協と連名の要求とし、連帯した行動を追求する。

(6) 男女共同参画の取り組みについて

女性の労働権確立と男女平等の公務職場作りの取り組みを進める。その主要な課題は、女性の労働権確立に向け休暇制度の整備、職域拡大、女性職員の採用・登用拡大に取り組む、育児休業の男性取得促進に向け、取得率の数値目標を設定するなど実効ある施策の推進を求める、次世代育成支援対策推進法に基づき、労使協議による「行動計画」の改善とその実行に取り組むこととする。

(7) 組織建設の取り組みについて

連合が提起している地方組織と地域運動の強化を目指した方針を踏まえ、この間の取り組みを集約し、中央・地方での情報の共有、一体となった取り組みの組織的保障を確立することとする。具体的方針は下記の諸事項を前提とした検討委員会での結論を得て、来春の代表者会議で提起することとする。

1) 組織の基本的性格は下記3項目を基本とする。

官公労働者に固有の賃金・労働条件、権利などの維持向上のための取り組み

小さな政府ではなく労働を中心とした福祉型社会をめざす取り組み

地方連合会の部門連絡会として地方連合に結集しその運動を積極的に推進する

2) 地方組織の建設方針策定は、以下を踏まえることとする。

各構成組織が背負っている歴史的経緯を十分踏まえ、公務労協の団結の強化、社会的影響力の向上、連合運動の強化に貢献するものでなければならない。

新たな財政負担を強いるものであってはならない。

具体案策定のために、企画調整会議メンバーによる「地方組織に関する検討委員会」を設置する。同委員会は、来春の公務労協代表者会議までに成案を得て運営委員会に報告することとする。